

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館駐車場	評価主体	市民部 西部出張所総務課
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで （3年間）
設置目的	交通渋滞の要因となる路上駐車解消によって道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便に供するため設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（月1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地調査	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和6年6月12日
-------------	---	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	25,200,000	4,000,200	—	35,402	365	—	—	—
令和5年度	27,912,700	3,882,200	—	35,506	366	—	—	—
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正な運営を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するために指定管理者においても情報公開要綱を策定し、情報公開の請求があれば速やかに公開できるように関係資料を作成、保管している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育が行われている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の実施について、商法・会社法等に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検を行い、備品等については、備品台帳等を備え、無駄のない維持管理を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	迅速な避難誘導・安全対策がとれるように各種マニュアルを作成し、職員の指導・訓練に努めるとともに、施設管理者として保険に加入し、必要な対応を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	駐車場機能を効率的に発揮させるための施設及び設備の適正な運営、維持管理及び事務処理を実施し、利用者の利便性と安全性を確保するとともに、施設の長期的な機能維持を図り、事業について計画通りに行われた。	B
	自主事業実施計画	—	—	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	駐車場を利用する市民の状況を瞬時に判断し、より良いサービスを提供している。また、苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なことは迅速に対応し、判断を要することは市に速やかに報告し、対応を協議している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が耐用年数を経過し、維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の比較検討を常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか、業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させ、職員の習熟度を上げ、臨機応変な対応を可能にしている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	市の運用方針及び市営駐車場の特性を十分に理解した上で、利用者サービスの向上や安全対策の強化、収支の適正な管理に取り組んでいる。また、「地域住民の利便性向上」や「持続可能な公共施設管理」といった市の方針も踏まえ、それらを日常的な運営に反映している。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携・貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	出張所や公民館、ホールの公共施設が併設されており、地域との連携・貢献の重要性を認識し、各施設事業者や地域住民との連携を図るとともに、イベント開催時の渋滞対策や避難所開設時の駐車スペース活用など、的確な対応を実施している。	B
	障がい者及び高齢者のアクセシビリティの向上	障がい者や高齢者が利用しやすい環境を整備する姿勢があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	常時係員を配置し、障がい者や高齢者が安心して利用できる環境作りに努めている。車いすの貸出や待合ベンチの設置、係員による案内など、多様な支援策を講じている。	A
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会的責任があり、また、そのための具体的・効果的な方策はあるか。環境負担の軽減に対する取組はあるか。	混雑時や送迎機時には利用者にアイドリングストップの呼びかけを行い、環境負荷の軽減を促している。また、場内の自主清掃を実施し、美化の維持と快適な利用環境の確保に取り組んでいる。	B

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を生かし、経費の削減に積極的に取り組みつつ、駐車場の人員のスキルの向上を図り創意工夫による質の高い管理運営を行っている。なお、市の施策による運営上の軽微な変更等が生じた場合でも、速やかに対応し、常に市民サービスを重視した施設運営を心掛けている。 概ね事業計画の水準であり、内容によってはそれ以上の水準で管理運営を行っていると判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで （3年間）
設置目的	月ヶ瀬梅林に係る梅の資料を有効活用し、本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に共するため、月ヶ瀬梅の資料館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	9,000,000	－	15,000	14,299	307	－	－	－
令和5年度	9,000,000	－	17,600	13,508	306	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方針が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方針が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守について、具体的・効果的な方針が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	梅の資料館に直接足を運び、施設従事者から経理を含めた梅の資料館の運営に関わる話も聞いたうえで、領収書や請求書をいくつかサンプルで確認している。さらに、公認会計士によって会計処理がされている為経理は適正に処理されていることが確認できた。今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難、火災等の防止に努めた。開館時間中も巡回するなど日々注意を行った。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連絡を密にすると共に、職員間の連絡体制を整備している。職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべき施設であるということを考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供を心がけた。また、墨書や墨絵など梅や梅溪に関わる資料の展示、紹介を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時開館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方針が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方針が行なわれたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。ホームページの管理等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できている。運営上必要最小限の範囲に収めるなど、経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないよう注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供・交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なわれた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。また、SNSを駆使することで視覚的にも月ヶ瀬の魅力を発信していることは高く評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	観光産業の振興と地域振興の拠点であり、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての更なる活用を図るための情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図るなど、より一層の取り組みを行い年間を通じて来館頂けるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来館頂けるよう、情報発信等PRの充実強化と共に地域内外の団体等と連携を図り、ホームページの充実に取組むことができていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会（非公募）	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで（3年間）
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農畜産物処理加工施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	－	298,375	400	270	297	－	－	－
令和5年度	－	307,981	400	270	282	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農産物加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	利用料金制ではあるが、領収書等の確認を実施。加工施設から提出された領収書や請求書の原本を確認した結果、経理は適正に処理されている事が確認できた。今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品（梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等）の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行った。また、今年度はふるさと納税の返礼品についても会議を行い、最終的には出荷まで行うことができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用方法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。また、今年度よりふるさと納税の返礼品を作成し始めたことにより、地域内外問わず月ヶ瀬の特産品等を通して魅力を発信している事は高く評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、新規特産品の開発やふるさと納税返礼品の更なる開発、各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	新規特産品の開発と各種PRなど販路拡大に努めると共に、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館（ロマンピア月ヶ瀬）	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会（非公募）	指定の期間	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで（3年間）
設置目的	地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、地域の活性化及び交流人口の拡大に資するため農林漁業体験学習館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	利用後に意見・要望等を聞き取り調査	実地調査実施日	令和6年6月28日
-------------	--	------------	-------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	－	2,058,336	12,000	9,435	279	－	－	－
令和5年度	－	2,375,610	11,300	10,919	267	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成18年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適切に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行った。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	観光ツアーやイベントの受入れをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、お茶を無料にて提供した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的な職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内を心がけた。	B
	経費縮減に対する方策	創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入れ等体験学習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、さらなる奈良晒・体験学習・RVパーク等積極的に活動の工夫を図る必要がある。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	観光シーズン（観梅期）以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験学習・RVパーク等の積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。 また、月ヶ瀬の一部地域のものとしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取組みとしていく必要がある。 その中で、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適なま旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取組みとして、ロマントピア月ヶ瀬施設を主体に事業を行うことができていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会	（公募）	指定の期間 令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで （3年間）
設置目的	市民の健康増進及び観光の振興を図るため、温泉施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の 満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	令和6年6月24日
-----------------	--	----------------	-------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	－	51,146,000	83,000	85,825	313	－	－	－
令和5年度	－	49,667,000	80,000	83,226	316	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成20年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市温泉施設条例により、市民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	業務仕様書に基づき、利用者の安心・安全・快適をモットーに従前の体制を確保しながら、サービスの低下を招かぬよう、自社からの提案などによる効果的な管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	安全で衛生的な施設の管理のため、環境衛生関係・施設管理関係・その他食品衛生法及び同法の関連法規、諸基準を厳守し、より積極的な衛生管理を行い、特にレジオネラ症の予防については恒常的かつ細心の注意を怠らないよう必要な措置を取るよう努めた。非常時の対策については、市や関係機関への連絡又は、応援を求めるなど、必要な措置を講じた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、温泉の効果をHP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉のホームページを管理し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	面接審査により接客に優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、総支配人、支配人、業務担当職員、臨時職員による管理体制をとった。梅まつり期間、連休などの繁忙期には、職員を増員し、サービスの低下につながらないように注意した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	以前の管理運営経験者もスタッフとして積極的に雇用し、ノウハウについても熟知しており施設管理に効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	顧問となる公認会計士に適時チェックと評価を依頼すると共に、温泉の運営の専門家の意見を得て、経営体制を整えた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉を基軸にした長期・短期、奈良市内と連携したタイプ別複数観光ルートプランの作成とPRにむけ計画に取組中であり、地域内の各種団体との連携を密に相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の拠点としての役割を担った。	B

5. 総合評価

総合評価	梅の郷月ヶ瀬温泉の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行なうことができた。また、地域の観光拠点の施設として、HP等を通じて温泉の効能、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等を提供し、観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場したり、隣接キャンプ場等との連携を行う等、施設の利用促進や利用者増への取組みを積極的に行なった。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が利用頂けるために、さらなる情報発信等PRの充実強化を行い、地域の団体等と連携を図り中心的立場で地域活性化を図るよう指導を行った。 また、来場者が快適に施設利用ができるように施設管理と、設備の非常事態にも対応できるように従業員教育と、施設間連携が出来るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が利用頂けるように地域の団体等と連携しながら、情報発信等のPRの充実強化とホームページの積極的な更新等、利用者増に向け、積極的な取組みを行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	月ヶ瀬温泉ふれあい市場	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会	（公募）	指定の期間 令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで （3年間）
設置目的	地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情報の発信を行なうことにより、当該地域の活性化、住民の所得及び就業意欲の向上並びに消費者との交流を図るため、特産品等直売施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の 満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査 実施日	令和6年6月24日
-----------------	--	----------------	-------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
			令和6年度	-		-	72,000	
令和5年度	-	-	72,000	71,819	318	-	-	-
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理運営を行うと共に、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を販売すると共に、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域の各団体と連携を密にしているの広報等、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	管理運営業務を行なうために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、店長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に購入できるように資質の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬温泉ふれあい市場の管理に当たったの基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行うことができた。また、梅やお茶など、月ヶ瀬地域の農産物と加工品等の販売等利用促進への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	来場者が年間を通じ安心して快適に利用できるとともに、更に多くの方々に来ていただける施設となるように、管理を充分に行うよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、他地域との連携や情報発信等PRの充実強化等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	湖畔の里つきがせ	評価主体	市民部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
指定管理者	月ヶ瀬地域振興協議会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで （3年間）
設置目的	地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報・日報）の確認 ・実地検査（年1回）	利用者の満足度調査等	・利用者アンケート ・意見箱の設置 ・利用者との意見交換会	実地調査実施日	令和6年6月24日
-------------	--	------------	-------------------------------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	－	－	30,000	26,758	303	－	－	－
令和5年度	－	－	30,600	29,412	309	－	－	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	平成29年度より指定管理者制度導入							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行なう施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適切な経理の執行が行なわれたか。	今後も定期的に行政として帳簿等の確認を行っていくことで、経理の適正化を促していく。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	設備・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保守・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行なわれたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということを考えながら、施設の利用促進、利用者増への取組みと併せ、HP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした料理を提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	地域団体等と連携を密にしての広報と湖畔の里つきがせのSNSを活用し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	指定管理料は発生していないが、施設の効果を損なわず、施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	労働基準法を厳守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点について理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、またリピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取組んだ。	B

5. 総合評価

総合評価	湖畔の里つきがせの管理にあたっての基本方針や事業計画、協定書などにに基づき、適正かつ効果的に行なわれた。 また、月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等を提供し、観梅期間中（2月及び3月）は、休場日を臨時開場する等、利用者増への取組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン（観梅期間外）も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう、情報発信等PRの充実強化するため、他地域との連携や、地域団体等のホームページへの掲載、SNSの積極的な更新等、利用者増への取組みを積極的に行っていた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設 奈良市都祁農林水産物処理加工施設	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般社団法人 針ヶ別所未来開発（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図ることを目的として運営する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告の確認（月報）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和6年7月4日
-----------------	-----------------------------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	—	—	—	—	350	—	—	—
令和5年度	—	—	—	—	346	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一 部の市民を優遇していないか。	施設の利用について、奈良市農産物加工センター条例に 基づき、利用者に対して公平な運営・管理を行った。また、 イベント出店時に加工サービス等についてのチラシを配布 するなど、広く周知を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	施設の管理運営業務に関する情報について、利用者及び 地域住民の理解を得るため、必要性を認識している。ま た、奈良市情報公開条例等に基づいて、必要に応じて提 供できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令順守の重要性について認識があり、具体 的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理・運営に関する各種法令に基づき、内容を理 解し適切に業務を運営している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われた か。	施設の管理・運営にかかる経理処理について、適正に執 行した。経理事務についてはクラウド会計、クラウド請求書 及びクラウド給与を導入して行い、事務の効率化を図った ことに加え、事務担当者を雇用し、更なる一貫性を持った 事務処理体制を整備した。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他 施設の維持管理について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	日常的に稼働前後に点検を行い、また稼働状況により保 守業者に修繕を依頼したり、また職員で機械に油をさすな ど、施設・設備の利用環境を良好に維持し保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事 故・災害等の非常時の対応について、業務仕様 書に定める水準どおりに行われたか。	安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、 終業時には館内巡回による施設点検と機械の電源を確認 している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)部門ごとで現状と計画 が分けられており、概ね計画どおりに進められている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施された か。計画どおりの成果があったか。	地域内農業を守り支えるため、農業経営事業及び農作業 受託事業を実施した。また、施設で製造する加工品の原材 料として、味に遜色のないものの、形や色のために販売で きない農産物を使用するなど、フードロス対策を意識した 調達も実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	地域農産物を活用した特産品の研究開発に取り組んでいる。各種イベント への出展による試飲・販売も実施し、更なる販路拡大のためにインターネッ ト販売も開始したことで、遠隔地からの受注が増加した。加工品を市のふる さと納税返礼品に登録し、地域の魅力発信を担っている。インスタグラム等 SNSを活用した広報も実施している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	職員の雇用条件については労働基準法等を遵守し、実情に応じた多様な働き方の実現ため、複数の雇用形態とその就業規則も整備するなど、働きやすい職場作りを実施している。また、県内で実施された6次産業化研修、SNSによる情報発信研修等、担当に応じて職員が積極的に参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発について情報収集し、また他の類似施設と意見交換をしながら事業展開が行われた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	加工受託及び商品販売の増加により、収入は対前年比30%増となった。支出では販売委託料や光熱水費を中心に経費が増加したものの、フードロス対策を意識した材料調達によるコスト削減や、従業員の業務の洗い出しや分担の明確化により作業の効率化など工夫を重ね、安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針や施設の設置目的を的確に把握し、指定管理者として施設を管理運営する意識や責務を認識しているか。	地域資源の有効活用と地域の特産物としての農畜産物の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得向上を図るという施設の設置目的を意識した管理運営を行っており、施設の利用促進にも積極的に取り組んでいる。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	地域内農地の保全と農業振興のため、農作業受託や農業経営事務といった地域に根ざした業務を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として行政と円滑に連携をおこなっているか。	月次報告による加工品の種類や作業人数の報告に加えて、施設や設備の状況について共有し、保守・修繕についても連携して実施した。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理運営や事業の実施など、概ね事業計画通り実施した。また、インターネット販売の本格稼働等、販路拡大や新規顧客獲得にも積極的に取り組んだ。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】時節に応じた地域の農産物を積極的に活用して、加工した地場産品を地域外へ発信する取り組みを進めてください。→たけのこを使ったたけのこご飯や、よもぎを使ったよもぎ餅など、季節感のある加工品を製造し、道の駅での委託販売やイベント出展販売を実施した。また、Instagramの活用により広く広報に取り組んでいることに加え、インターネット販売の開始や市のふるさと納税返礼品への登録により、遠方からの発注につながっている。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	（公募）	指定の期間 令和5年4月 1日から 令和7年3月31日まで （2年間）
設置目的	市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進することを目的とする。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報）の確認 ・実地調査（随時）	利用者の 満足度調査等	イベントや自主事業ごとにアンケートを実施	実地調査 実施日	令和6年6月24日・ 9月3日
-----------------	--	----------------	----------------------	-------------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	26,300,000	966,700	9,500	11,698	267	—	10.6/ホール	—
令和5年度	25,988,305	838,200	9,400	12,187	270	—	9.8/ホール	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行い、本施 設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認することで、誠実な 対応を行い、利用者の平等性を確保した運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開の重要性について認識があ り、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則や指定管理者の情報 公開要綱に基づく情報公開の重要性について認識がある。また、 事業報告や決算等施設の運営状況について、指定管理者の ホームページに掲載することで、積極的に公開している。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性について認識があり、具体的・効果 的な方策が行われたか。	法令遵守の重要性について認識を強めるとともに、取り扱う個人情報につ いては施錠ロッカー内へ保管するなど、奈良市個人情報保護条例等関係 法令の規定に基づき適切に取り扱った。令和5年度までの複数年度で一部 の職員による施設運営資金にかかる不祥事があったため、指定管理者として 経理処理体制等を大幅に見直すなど環境を改善し、そのことでなお一層 の認識を強めた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理執行の重要性・責任につ いて認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行 われたか。	適正な経理執行について、指定管理者の公認会計士による確認を3か月 に一度行った。また、支払いを口座振替に変更して現金の取り扱いを極力 減らしたり、経理帳票と通帳等を週に一度、会計担当者ではない事務長が 確認するなど、具体的な方策も行った。併せて、施設所管課による不定期 の実地調査も行い、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準通り行 われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点検等は 委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定管理者自ら実 施するとともに、一定規模以上の修繕については市へ報告・相談 があった。利用者が安心して利用できるよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えた。また自衛消防組 織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制 の確立に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、利用 者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画書どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。スローエアロビック教室や都祁 マルシェなど、新規事業や初の試みとなる事業にも積極的に取り 組み実施した。また、事業を通して、事業目的である地域間・世代 間交流を図ることが出来た。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	周辺の公共施設や自治連合会及び自治会にもチラシを配布する など広報活動を実施した。しみんだよりへの掲載や新聞折り込み 広告を実施するなど、事業の対象に応じた効果的な広報を実施 した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	センターの運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	センターの日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限を含む。）であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置が行われた。また、文化施設運営者対象の研修に参加するなど、日常的に知識の蓄積を図り、運営業務に役立てた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	指定管理者として、市内の他の文化施設管理運営の実績があり、施設をまたいでの応援従事等の際に他施設の職員とコミュニケーションを取るなど職員間でも連携が取れている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、安定的な事業運営を実施したものの、厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の設置目的や性格を的確に把握し、指定管理者として施設を管理運営する意義や責務を認識しているか。	地域内外からの利用を促すとともに、地域で開催されるお祭りの際に前夜祭を企画・開催するなど、地域の拠点施設となるよう取り組んだ。また、事業の実施により、地域間・世代間交流を図った。	B
	施設の管理運営に関する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者の目線に立った管理運営を行い、自主事業等で地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努めた。令和5年度末までの7年間に一部職員による施設運営資金の不祥事があったことを受け、組織的な経理体制の見直しなど、信頼回復に努めた。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定に基づいた管理運営を行った。施設の事業実施状況や老朽箇所の報告等、日常的に連携し情報共有した。指定管理者の経理体制の見直しに加えて、所管課による経理帳票の確認を行うなど、ともに信頼回復に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理や事業の運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の文化振興と福祉の増進、地域間交流の促進に加え、地域の拠点施設としての機能や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上を図った。令和5年度までの7年間、一部職員による管理運営費の不祥事があったことを受け、再発防止のため、指定管理者の組織全体として、施設での経理帳票や管理体制を改革し信頼回復に努め、そのハード面の改革により、適切な事務処理について職員へのより一層の意識付けにつなげた。また、所管課も経理帳票や処理について確認を行うなど、施設運営への信頼回復にともに取り組んだ。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】管理者・所管課がより一層連携し、利用者からの信頼回復に努め、かつサービス低下をしないで施設の管理運営を進めること。また、小規模でも継続可能な地域密着の自主事業展開を図ること。 →経理帳票の変更や事務処理方法の見直し等、再発防止と信頼回復に組織的に取り組んだ。また、行政との連携もとりながら、共に再発防止に努めた。それら改革と併行して、地域のお祭りの主催者と連携して前夜祭を企画・実施するなど、地域の拠点施設としての意識も持ちながら地域密着のイベント開催にも積極的に取り組んだ。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで（1年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報）の確認 ・実地調査（随時）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和6年6月24日・ 9月3日
-----------------	--	----------------	---	-------------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	7,240,000	892,090	9,200	7,145	292	—	35.3	—
令和5年度	7,156,351	825,195	9,100	10,235	258	—	53.2	—
変動の大きい指標の変動理由	利用者数及び稼働率について、定期的な利用があった市外の児童スポーツ団体の練習場所が地元小学校へ変更となり、前年比約30％減となった。使用料収入については全体として増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行い、本施設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認することで、誠実な対応を行い、利用者の平等性を確保した運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則等に基づく情報公開の重要性について認識がある。また、事業報告や決算等施設の運営状況について、指定管理者のホームページに掲載することで、積極的に公開している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性について認識があり、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令に基づき適正に管理運営を行った。また、取り扱う個人情報については施錠ロッカー内へ保管するなど、奈良市個人情報保護条例等関係法令の規定に基づき適切に取り扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	適正な経理執行について、指定管理者の公認会計士による確認を3か月に一度行った。また、支払いを口座振替に変更して現金の取り扱いを極力減らしたり、経理帳票と通帳等を週に一度、会計担当者ではない事務長が確認するなど、具体的な方策も行った。併せて、施設所管課による不定期の実地調査も行い、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点検等は委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定管理者自ら実施するとともに、一定規模以上の修繕については市へ報告・相談があった。利用者が安心して利用できるよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準通り行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えた。また自衛消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時の初動体制の確立に努めた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、利用者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画書どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	予約システムによる利用申し込みの促進を図るなど、利用者の利便性の向上と事務負担軽減に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	センターの日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。施設照明のLED化により、高騰していた電気料金を抑えることができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置が行われた。施設予約システムの利用促進により、事務負担軽減に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	指定管理者として市内の他のスポーツ施設管理運営の実績があり、施設をまたいでの応援従事等の際に他施設の職員とコミュニケーションを取るなど職員間でも連携が取れている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、安定的な事業運営を実施したものの、厳しい収支の結果となった。今後は、継続的な発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化が必要。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興について統一的な目標を持って取り組んでいるか。	本施設の設置目的と、奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、地域に合った密着型の事業展開をすることでスポーツ振興につなげたいという考え方のもとに取り組んでいる。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定に基づいた管理運営を行った。施設の事業実施状況や老朽箇所の報告等、日常的に連携し情報共有した。指定管理者の経理体制の見直しに加えて、所管課による経理帳票の確認を行うなど、ともに信頼回復に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することに加え、地域密着の事業展開や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上を図った。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指導事項】引き続き、稼働率が上がるよう、そして、継続できるような、地域に密着した自主事業を企画し、実施できるよう推進してください。 また、利用者の満足度調査等が実施できるよう検討してください。 →自主事業については実施できなかった。利用者とは、使用時にコミュニケーションを取り、利用者目線で安心安全に使える施設管理に努めた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設	評価主体	市民部 都祁行政センター地域振興課
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (非公募)	指定の期間	令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで (1年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに、文化の向上に資することを目的として運営する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報）の確認 ・実地調査（随時）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和6年6月24日・ 9月3日
-----------------	--	----------------	---	-------------	--------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	10,900,000	1,433,235	18,000	26,263	292	—	別紙	—
令和5年度	10,829,969	1,672,870	17,900	19,980	258	—	別紙	—
変動の大きい指 標の変動理由	ミニサッカーの練習を定期的に行う団体が定着し、多目的コートについて利用者数が約500人増加した。その他、天候により利用の可否が左右されるものの、球技 場は約4,800人、テニスコートは約700人増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一 部の市民を優遇していないか。	市や指定管理者のホームページによる幅広い周知を行 い、本施設にかかる条例・施行規則に基づき使用承認す ることで、誠実な対応を行い、利用者の平等性を確保した 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果 的な方策が行われたか。	公の施設として、市の情報公開条例・規則等に基づく情報 公開の重要性について認識がある。また、事業報告や決 算等施設の運営状況について、指定管理者のホームペ ージに掲載することで、積極的に公開している。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	関係法令に基づき適正に管理運営を行った。また、取り扱 う個人情報については施錠ロッカー内へ保管するなど、奈 良市個人情報保護条例等関係法令の規定に基づき適切 に取り扱った。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責 任について認識があり、そのための具体的・効 果的な方策が行われたか。	適正な経理執行について、指定管理者の公認会計士による確認を3か月 に一度行った。また、支払いを口座振替に変更して現金の取り扱いを極力 減らしたり、経理帳票と通帳等を週に一度、会計担当者ではない事務長が 確認するなど、具体的な方策も行った。併せて、施設所管課による不定期 の実地調査も行い、経理の適正性を確保した。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他 施設の維持管理について、業務仕様書に定める 水準通りに行われたか。	老朽化している施設・設備の現状を踏まえ、必要な保守点 検等は委託業務として実施した。日常的な小修繕は指定 管理者自ら実施するとともに、一定規模以上の修繕につい ては市へ報告・相談があった。利用者が安心して利用でき るよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事 故・災害等の非常時の対応について、業務仕様 書に定める水準通りに行われたか。	緊急対応マニュアルを策定し、非常時に備えた。また自衛 消防組織を編成し、普通救命講習を受講するなど、緊急時 の初動体制の確立に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの効果があったか。	概ね事業計画どおりに実施した。施設管理事業について、 利用者の安心・安全を最優先にした施設の維持管理業務 を実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業計画書どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施されなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	予約システムによる利用申し込みの促進を図るなど、利用 者の利便性の向上と事務負担軽減に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	運営を効果的・効率的に行いながら、経費の削減も図られているか。	日常の運営管理及び施設の維持管理等にあたり、人件費、委託料及び消耗品等の削減に努め、経費の削減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限を含む。)であったか。	施設の円滑な運営と利用者の利便性維持を確保できる勤務体制により、適切な職員の配置が行われた。施設予約システムの利用促進により、事務負担軽減に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営業務その他類似事業の業務実績やノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	指定管理者として市内の他のスポーツ施設管理運営の実績があり、施設をまたいでの応援従事等の際に他施設の職員とコミュニケーションを取るなど職員間でも連携が取れている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、安定的な事業運営を実施した。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の運営管理に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	常に利用者の目線で日々の管理運営を行い、地域間・世代間交流を意識した環境づくりに努められた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に沿った運営をめざし、その地域に合った密着型の事業展開がスポーツ振興につながると考えられている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づいた管理運営が行われた。また、施設と所管課が近距離に位置するため、こまめに報告、連絡、相談を行うことで、両者の連携を円滑に行うことができた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	利用者への協力要請を行うなど、節電、節水に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設の管理運営など、概ね事業計画通り実施した。また、施設の設置目的である市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資することに加え、地域密着の事業展開や世代間交流も意識しながら、利用促進及びサービスの向上を図った。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	【前年度の指示・指摘事項】稼働率が上がるよう、継続できるような地域に密着した自主事業を企画し、実施できるよう推進してください。また、利用者の満足度調査等が実施できるよう検討してください。 →自主事業については実施できなかった。利用者とは、使用時にコミュニケーションを取り、利用者目線で安心安全に使える施設管理に努めた。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	都祁生涯スポーツセンター（球技場）	32.0%	24.3%
2	都祁生涯スポーツセンター（テニスコート）	25.3%	25.6%
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市斎苑 旅立ちの杜	評価主体	市民部 斎苑管理課
指定管理者	株式会社まほろばの杜（非公募）	指定の期間	令和 4年4月 1日から 令和19年3月31日まで（15年間）
設置目的	奈良市斎苑 旅立ちの杜における火葬業務等について、ご遺族並びに会葬者の心情に寄り添い、きめ細やかな葬送サービスを提供する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・業務報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認 ・実地調査(年12回)	利用者の 満足度調査等	・指定管理者主催アンケート(現地記入、ハガキ) (通年実施 198件)	実地調査 実施日	4/12、5/21、6/26、 7/24、8/23、9/18、 10/23、11/22、12/24、 1/23、2/19、3/21
-----------------	--	----------------	--	-------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	火葬件数 (人)		開館日数 (日)	火葬炉施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	149,215,000円	177,394,750円	－	5,549人	362日	－	70%	90%
令和5年度	145,184,000円	164,050,500円	－	5,281人	363日	－	66%	80%
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	奈良市火葬場条例及び施行規則に基づき、厳正に使用承認を行っている。また、利用者目線のレイアウトとした指定管理者による施設独自のホームページを作成し、施設の空き状況を開示することで施設運営の公平性と透明性を確保している。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	情報公開に対する重要性・責任を認識しており、市が受けた行政文書開示請求に対し、維持管理・運営業務委託契約でも定めるとおり、文書の提出や情報提供など迅速に必要な措置を講じる準備がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守、個人情報の保護及び人権の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	墓地、埋葬等に関する法律、奈良市火葬場条例及び同条例施行規則を含め関係法令を理解し、管理部門職員が職員に逐次指導している。個人情報についても、施設できるキャビネットへの保管徹底とセキュリティ体制の充実したNTTデータセンター内にサーバーを設置して、漏洩防止に努める。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであるこ と	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	火葬場使用料等の現金の取り扱いについて、警備会社の入金機オンラインシステムを導入し、盗難等のトラブル防止と市への確実な入金に努めた。また、日々の公金徴収業務について、毎日市とのダブルチェックを行い、漏れのない管理体制を構築している。SPCの財務状況については、市への四半期ごとの収支報告を行い、事業の継続性と透明性を確保している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。	日常点検に加え、年初に計画した定期点検を予め作成したチェックシートに基づき実施。 建物や火葬炉においては、長期修繕計画を定め、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を図る。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が業務仕様書に定める水準を満たし、具体的・効果的であるか。 また、利用者の事故等に対する補償及び賠償について具体的・効果的な方策があるか。	監視カメラを必要に応じて適宜増設し、機械警備を併用して24時間365日体制の警備を実施。また、利用者の事故等に対しては、第三者賠償責任保険に加入し有事に備えている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業計画や要求水準書に沿った事業が展開され、奈良市の火葬業務を滞りなく実施することができた。	B
	自主事業実施計画	自主事業は、利用者の要望に沿った取り組みとなっ ているか。	売店では菓子類だけでなく、骨壺や数珠、動物火葬用段ボールなど利用者目線での商品構成に取り組み、地元企業の葛餅を置くなど地域活性化にも寄与した。利用者のニーズを把握するため、売店で取り扱う商品の要望を募ったり、要望の多い仕出しメニューにお子様メニューを追加するなど積極的な取り組みを行っている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行なわれたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行なわれ たか。	待合フロアの床や携帯電話やインターネット環境の整備、貸しス リッパの提供など、常に利用者目線での改善を図っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効果を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。維持管理についても、計画的に実施することで縮減を図っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	維持管理・運営業務を総合的に把握し、統括管理する施設長を中心に人員を配置。積極的に地元雇用を行い、事前に研修を行った上で業務の知識と技術力の向上を図っている。また、防災管理者や食品衛生責任者といった必要に応じた講習も受講している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されたか。	指定管理者は、全国で多数の斎場の管理運営実績を有しており、そこで得たノウハウやトラブル事例を共有し、施設計画や維持管理運営マニュアルに反映させることで経費縮減を図っている。また、想定外のリスク発生に備え予備費や内部留保金積立を準備している。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか	SPC（特別目的会社）として、資産の管理・運用それ自体が本業であり、他の事業の影響を受けることはない。会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われており、自主事業なども含め指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として、施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	管理運営を行うにあたり、様々な研修を継続的に実施することにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図り、施設の設置目的を達成するための体制を整えている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	施設所管課だけでなく、関連する部署と連動し、施設の設置目的を理解した運営が出来ている。定例会議以外にも市とのコミュニケーションを頻繁にとり、市主催のイベント等にも協力的である。	B
	リスク管理体制の整備	運営に影響が出るリスクとその対応策を事前に想定するとともに、災害等緊急事態が発生した場合においても火葬業務を滞りなく実施できる体制が構築されているか。	災害対策・大規模災害マニュアルを策定しているとともに、有事に備えるとともに、事業期間中の緊急事態発生時にも市外・県外の拠点から24 時間以内に現地に応援を派遣する体制を構築している。	B
	地域に根差した事業の実施	市民の雇用や業務に関連する発注に市内の事業者を用いるなど、地域に根ざして事業を進める姿勢はあるか。	維持管理・運営における地元企業の積極的な活用、地元人材の雇用を展開している。また、自主事業の売店並びに仕出しについても地元企業を活用し地域経済発展に寄与している。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者目線で積極的な改善と適正・効率的な施設運営が実施された。 引き続き1年間の実績と傾向、利用者の要望に基づく改善の継続を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	令和 5年4月 1日から 令和10年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の地域福祉活動への積極的な参加促進を図るとともに、さまざまな分野で広がりをもせるボランティア活動を支援する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告の確認（月1回） ・相談件数報告の確認（月1回） ・経理状況の確認（月1回） ・ボランティア代表者会議への出席（月1回）	利用者の 満足度調査等	施設利用者アンケート調査を実施。	実地調査 実施日	令和7年3月5日
-----------------	--	----------------	------------------	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	29,150,000円	－	13,500	10,915	295	－	別紙参照	別紙参照
令和5年度	26,500,000円	－	13,500	11,102	294	－	別紙参照	別紙参照
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約 受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかける など平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募 集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。 また、団体の紹介やボランティアに関する情報を発信する「ボラセ ンだより」を毎月発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書に基づ き、奈良市ボランティアセンター条例をはじめとする種々の法令 の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	毎年度決算書等の報告が行われ、市担当課が確認を行なってい る。公の業務としての経理の重要性の認識があり、経理の執行 が適正に行われていた。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認し た。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり 行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年 度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に 委託するほか、職員が日常的に点検を行い、異常がある場合は 速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・火 災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体と共に「奈良市ボランティアセンター消火・通 報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられ た。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進め られ、災害時に必要な支援や調整を迅速に行うための体制の確 立に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通り の成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティ ア団体への支援を幅広く実施した。	B
	自主事業実施計画	自主事業は実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画通りの成果があったか。	ボランティア団体の充実及び新たな人材の育成を図るためボラン ティア養成講座を実施し、ボランティア活動における技術や知識 の拡充に努めている。	A
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	各事業ごとに利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意 見を聴き、サービスの向上に努めていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から1名、嘱託職員2名、臨時職員から2名が常駐した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはなかった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	連携及び情報共有	市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営が効果的に行われたか。	「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者と情報を共有した。また、定期的にボランティアインフォメーションセンターと会議を開催し、互いの情報を共有した。さらには、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を月に毎月報告を行っており、連絡を取り合う体制ができている。	B

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、今後も状況に合わせた積極的な取組が行われることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	令和6年度は、奈良市ボランティア連絡協議会等の団体と協力し、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施した。設置運営訓練後、課題の共有を行ったことで、関係者間の連携がより一層強化された。また、Facebookやホームページを駆使してボランティア人材の発掘及び活動の周知を積極的に行うとともに、講座やセミナーを行いボランティア活動の発展を図ることができた。今後も中間支援組織としての役割を果たし、更なる団体の創出や活動の活性化につながる取組を期待している。
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	会議室1	43.4%	45.8%
2	会議室2	37.1%	41.0%
3	グループ活動室	29.6%	28.9%
4	和室	36.3%	43.0%
5	調理実習室	21.1%	20.6%
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

ボランティアセンターにおける利用者満足度の一覧表

番号	項目名	利用者満足度(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	部屋の予約手続き	52.2%	41.3%
2	部屋の利用	80.5%	76.1%
3	印刷機の利用	45.1%	37.0%
4	パソコンの利用	7.1%	7.6%
5	相談の対応	38.9%	30.4%
6	保険加入の手続き	68.1%	54.3%
7	ロッカーの利用	44.2%	42.4%
8	職員の接遇態度	90.3%	88.0%

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	済美地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月28日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	538,000	836,200	12,337	13,388	287	36.8	別紙参照	—
令和5年度	538,000	863,400	10,469	12,337	289	35.0	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有していること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ロビーのスペースを有効利用するなどして、利用者の多様な希望に応じる工夫がある。又、認知症予防や健康をテーマにしたものや地域内に焦点をあてた事業を開催するなど、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	1階ホール	72.9%	71.0%
2	1階和室	31.4%	31.7%
3	1階ロビー	41.9%	35.7%
4	2階和室(東)	41.4%	33.9%
5	2階和室(西)	35.3%	29.5%
6	2階ロビー	20.9%	19.2%
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	丹生町自治会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月14日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	205,000	0	573	661	365	1.0	別紙参照	—
令和5年度	205,000	0	521	573	366	1.0	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室全体	1.6%	0.7%
2	大会議室A	0.4%	0.4%
3	大会議室B	1.9%	2.8%
4	和室	1.1%	0.0%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月12日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	995,000	2,711,650	45,968	39,082	299	66.0	別紙参照	—
令和5年度	995,000	3,247,350	43,668	45,968	299	64.4	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。様々な地域団体が利用しており、毎年恒例の「ふれあい文化祭」は地域住民の交流、ふれあいの場となっている。又、施設の維持管理に対する意識が浸透しており、利用者がルールを守り丁寧に館を利用するよう運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室1	54.1%	60.0%
2	大会議室2	67.8%	80.9%
3	中会議室1	56.1%	72.6%
4	中会議室2	42.7%	47.3%
5	大会議室3	68.4%	78.2%
6	小会議室	42.7%	47.3%
7	和室B	40.6%	47.2%
8	カラオケルーム	67.7%	83.0%
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	右京地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月19日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	213,000	554,400	13,889	15,072	365	47.7	別紙参照	—
令和5年度	213,000	568,500	9,522	13,889	366	38.1	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有していること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各団体の活動の推進を図る他、文化振興や地域交流の充実に寄与する自主事業を実施し9月に開催された「お月見まつり」には、1,500人もの参加者があり、特に地域コミュニティの拠点としての運営が成されている。また、管理運営方法の見直しを検討し、利用者へのサービス向上につながる取組をされている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	旧館	31.4%	31.2%
2	新館	64.2%	64.1%
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	田中町自治会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月10日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	98,000	0	2,213	3,177	365	11.4	別紙参照	—
令和5年度	98,000	0	2,185	2,213	366	10.8	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。毎年恒例の「ふれあいフェスタ」を開催し、地域住民の交流を図り多くの方に参加いただき、また、定期的に会館内外の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	全体利用	20.7%	14.8%
2	大会議室	0.0%	0.0%
3	小会議室	0.0%	0.0%
4	和室1	8.8%	8.1%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	朱雀地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	—
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	178,000	570,600	16,601	15,635	359	65.8	別紙参照	—
令和5年度	178,000	610,500	16,764	16,601	359	66.7	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。掲示板の利用や業務ルールの遵守等受付業務の合理化により、安定的に継続出来る経営がなされている。又、会館前の広場を整備しキッチンカーフェスタ等地域活動活性化の為の取組を実施しており、地域コミュニティの拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	集会場A	71.5%	69.5%
2	集会場B	74.5%	76.7%
3	和室	19.4%	51.4%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東市地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年9月17日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	203,000	522,100	8,220	6,786	356	19.2	別紙参照	—
令和5年度	203,000	702,400	8,810	8,220	322	23.8	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理業務を適切に遂行された。また、階段と女子トイレへ手すりを設置する等、会館利用者がより快適に利用できるよう工夫しており、地域団体に多く利用され、地域の交流拠点として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室全体	37.5%	41.7%
2	小会議室	24.3%	21.6%
3	和室	6.9%	13.3%
4	応接室	0.0%	0.0%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	左京地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年8月22日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	178,000	502,010	5,788	6,308	356	16.3	別紙参照	—
令和5年度	178,000	383,400	5,551	5,788	351	15.3	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有していること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域で活動する各団体が利用しており、各種団体が連携して街づくりに取組む為の拠点となっており、会館の運営担当者を設定し円滑な会館運営を行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室全体	43.6%	40.7%
2	オープンスペース	20.6%	24.2%
3	小会議室	15.1%	12.9%
4	和室	5.8%	3.7%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	青和地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年3月10日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
			12,402	11,433		37.2	別紙参照	
令和6年度	155,000	484,200	8,176	12,402	358	24.0	別紙参照	—
令和5年度	155,000	457,250			358			—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、地域住民の居場所作りとして、地区社協が主となり様々な事業を開催しており、地域活動の拠点として、利用団体の活動の活性化に繋がっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	集会場全体利用	41.3%	49.8%
2	会議室	40.3%	36.8%
3	和室	30.6%	25.2%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保川地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年10月22日
-----------------	--------------	----------------	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	183,000	943,000	14,042	14,277	365	39.7	別紙参照	—
令和5年度	183,000	901,400	13,963	14,042	366	43.7	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。会館創立20周年記念としてふれあい祭りを開催し、約250名の利用者が参加するなど地域住民の活動の拠点として適切に運営され、また地域の各種団体の情報発信の拠点としても活用されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室	52.9%	51.7%
2	小会議室	44.7%	37.0%
3	和室A	30.1%	30.7%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	辰市地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年2月18日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	195,000	94,200	3,261	2,777	258	12.6	別紙参照	—
令和5年度	195,000	100,100	2,996	3,261	259	13.8	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。薬をテーマにした健康に関する取組み、近隣の高齢者の健康づくりに関する利用も多く、地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室全体利用	12.1%	21.2%
2	小会議室	11.2%	11.9%
3	和室10帖	5.6%	8.9%
4	和室6. 5帖	5.6%	8.9%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	月瀬自治会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等		実地調査 実施日	
-----------------	--------------	----------------	--	-------------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	93,000	0	103	20	352	0.1	別紙参照	—
令和5年度	93,000	0	48	103	366	0.1	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主のグループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	自治会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。定期的な会館の清掃や草刈を行うなど、地域の団体等に有用に活用される施設として維持管理に努めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	和室全体利用	0.04%	0.14%
2	和室1	0.00%	0.00%
3	和室2	0.00%	0.00%
4	和室3	0.00%	0.00%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	西大寺北地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年12月12日
-------------	--------------	------------	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	443,000	2,570,450	12,957	13,476	354	33.7	別紙参照	—
令和5年度	443,000	2,640,000	11,982	12,957	354	42.0	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地元住民の交流拠点として地域の各団体が多く利用しており、利用者が交代制で清掃を実施するなど、施設維持管理の為に丁寧な利用が利用者にも浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室全体利用	45.7%	46.7%
2	大会議室1	19.4%	18.9%
3	大会議室2	14.9%	16.9%
4	小会議室	41.5%	48.6%
5	和室	39.7%	37.5%
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保台地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年3月11日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	170,000	398,900	5,823	6,585	237	27.3	別紙参照	—
令和5年度	170,000	382,500	5,327	5,823	245	27.4	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。また、老朽化した備品の整備をするなど丁寧な施設の維持管理が成されている。利用者の利便性向上の為、利用時間や貸室の用途等について柔軟に対応されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	会議室	51.2%	19.5%
2	多目的室	19.1%	47.8%
3	小会議室	17.6%	14.6%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	都跡地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年3月22日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	438,000	708,300	9,014	12,975	349	23.7	別紙参照	—
令和5年度	438,000	762,200	7,006	9,014	343	19.7	別紙参照	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正 に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについ て自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと 連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な 方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要 性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。都跡地区ふれあい祭りではふれあい会館にてカレーの炊き出しを行うなど、地域団体との共催事業を通して、地域住民の交流を深める事業を開催している。また、地域交流の場として利用者が有用に活用できるよう、管理業務に努められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	会議室(大)	33.1%	41.3%
2	会議室(中)	28.4%	26.5%
3	小会議室	21.3%	26.4%
4	調理室	3.8%	2.8%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	大安寺西地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	大安寺西地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年12月27日
-------------	--------------	------------	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	163,000	216,900	6,769	5,010	358	14.1	別紙参照	—
令和5年度	163,000	282,900	5,204	6,769	366	13.0	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。会館及び周辺のイルミネーション展示などの開催により、多世代での交流の場を設定することで、年長者から未就学児まで幅広い層の住民が取り組みに参加しており、地域の交流の拠点となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室	23.5%	26.9%
2	和室1	12.9%	15.4%
3	和室2	0.0%	0.0%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	東里地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	東里地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年11月30日
-----------------	--------------	----------------	-------------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	148,000	40,800	1,729	1,843	358	9.3	別紙参照	—
令和5年度	148,000	37,200	2,002	1,729	357	9.7	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。各種団体やグループに利用されている他、福祉や防災の拠点としての活用に向けて取り組みを推進しており、適切な管理運営が行われている。また、定期的に会館の清掃を行うなど会館の丁寧な維持管理が浸透している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室	16.0%	14.3%
2	小会議室	4.9%	4.4%
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	佐保地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	佐保地域自治協議会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和6年9月19日
-----------------	--------------	----------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	283,000	913,300	10,021	11,387	295	18.5	別紙参照	—
令和5年度	283,000	736,200	11,085	10,021	298	17.6	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。インターネットを利用した利用申込方法を導入し、利用者の利便性の向上に繋がっている。より多くの利用者に活用されるよう広報活動にも取り組み、佐保地域ふれあい食堂が開催される等、地域住民の交流の拠点施設となっている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	会議室(新館1F)	43.6%	29.1%
2	和室AB(新館2F)	15.1%	13.2%
3	洋室(南館1F)	16.2%	16.4%
4	和室(南館2F)	16.3%	15.4%
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	伏見地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	伏見地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の 満足度調査等	実地調査 実施日	令和7年3月4日
-----------------	--------------	----------------	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	236,000	763,050	4,767	6,245	306	13.9	別紙参照	—
令和5年度	236,000	519,000	4,223	4,767	311	10.7	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。ホームページを作成して、情報発信や情報共有にも力を入れ、地域の利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めている。また、地域団体との共催事業で、伏見まつりやオレンジカフェを開催し、地域住民の交流を深めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室	33.5%	24.3%
2	中会議室	10.5%	6.1%
3	小会議室	15.3%	11.6%
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	明治地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	明治地区自治協議会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和7年3月3日
-------------	--------------	------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	236,000	413,900	5,882	5,327	312	11.7	別紙参照	—
令和5年度	236,000	348,400	5,783	5,882	312	9.9	別紙参照	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使途について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。地域の交流拠点として機能しており、経費節減にも努めながら適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	会議室1	4.8%	4.3%
2	会議室2	7.7%	10.3%
3	会議室3	10.0%	5.6%
4	会議室1・2	19.7%	18.7%
5	和室	4.7%	8.1%
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	二名地域ふれあい会館	評価主体	市民部 地域づくり推進課
指定管理者	二名地域自治協議会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として、地域ふれあい会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	実地調査実施日	令和6年12月4日
-------------	--------------	------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	236,000	617,300	—	9,606	354	—	別紙参照	—
令和5年度	—	—	—	—	—	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和6年4月1日より開館し、指定管理開始。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の運営管理に関する情報や指定管理者に関する情報について、要求があればすぐに公開できるよう情報提供及び文書の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識し、基本協定書に基づき種々の法令の必要性及び重要性を理解し遵守されていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。管理担当者の交代もあるため、指定管理料の使用について再度説明した。 また、実地調査を行い、会計の適正な運営ができているか確認している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をした。	B
	自主事業実施計画	地域住民の生活課題や関心の高いテーマなどについて自主事業として取り組んでいるか。	それぞれの地域特性を生かして、地域団体や自主的グループと連携しながら協働して事業を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がり的重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	全体的な会館運営が、経費の節減に留意しつつ効果的効率的な内容となっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等にあたり、経費の節減を図りながら効果的な運営に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	円滑な管理運営を行うため地域の実情に合わせた運営体制になっているか。また、施設運営に必要な研修の機会があるか。	地域の実情に即して運営担当者を定め運営当番制とするなど円滑な運営に努めている。また、自主防災会などの団体活動を通じて運営に必要な研修の機会となっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	これまでの会館運営経験を基に、地域のニーズを反映し地域の実情に則した会館運営を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	協議会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、地域ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行された。「みんなの作品展」には、地域住民より105点もの出展があり、地域コミュニティの拠点としての役割を果たす館となっており、適切に管理運営されている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)	
		令和6年度	令和5年度
1	大会議室	41.9%	—
2	会議室A	25.6%	—
3	会議室B	1.8%	—
4	会議室C	7.5%	—
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまちセンター	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで （3年間）
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、ならまちセンターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・ならまち邦楽コンサート（1/12実施）他	実地調査 実施日	令和6年6月19日
-------------	--	------------	-----------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	120,716,000	11,066,030	－	112,480	237	－	（市民ホール）39.7	90
令和5年度	106,013,925	5,107,859	－	111,041	77	－	（市民ホール）28.0	91
変動の大きい指標の変動理由	令和5年中は壁面工事により貸館を一時休止していたこともあり、開館日数が少なかったが、令和6年度は工事も終了し、開館日数及び使用料収入が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまちセンター条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	改修工事による施設休館の延長も行われたがその期間はアウトリーチ活動にも積極的に取り組む等、事業は概ね計画どおりに実施された。また1階の事務所スペースをコミュニティスペース「コトナラボ」として新たに設置し、ワークショップやイベントの開催等、新たな文化活動を街の魅力とつなげる効果があった。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	出演者との調整により事業の内容変更等はあったが、事業は概ね計画通りに実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	接遇の充実、魅力ある事業の展開により、サービスの向上をはかった。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	1階に新たにコミュニティスペース「コトナラボ」を設置したことに伴い、業務仕様書に定める水準を満たした3人のアートコーディネーターを採用し、配置を行った。この配置は土日祝等、来館者の多い日を中心としたもので、コーディネーターによるワークショップの開催や、ギャラリーでの活動等、アート分野におけるより発展的な専門人材の活用につながっている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。ならまちセンターに苦情が寄せられた際には、奈良市と密に連絡をとり、適切な対応が行われた。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	ならまちの中心的な施設のひとつとして、「ならまちいきいきフェスタ」や「子どもおん祭り」といった地域活性化事業を開催し、設置目的である市民の連帯感の育成やふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。	A
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	大規模工事による長期休館の延長があったため利用者数は微増にとどまったものの、広報活動や芝生広場の利用活性化等により利用者数の増加に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和6年度にリニューアルされたエントランスロビーを活用しさらなる利用者増に繋げていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和6年度にリニューアル予定のエントランスロビーを活用し、さらなる利用者増に繋げていただきたい。 ⇒ならまちの中心的な施設として、令和6年8月にリニューアルオープンしたエントランスロビーでの新たな取り組みや、地域コミュニティの活性化につながる事業が実施された。また、コンサートの配信等、時代の流れに対応する手法を取り入れた文化発信を実施された。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉記念奈良市写真美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため、写真美術館を設置する		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	展覧会でのアンケート調査	実地調査実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	--------------	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	118,047,000	7,256,550	－	27,912	270	－	69.4	90
令和5年度	117,117,327	7,906,250	－	28,469	269	－	59.1	87
変動の大きい指標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、時間差出勤制度の活用やワークライフバランスの確保等に努められた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また備品の廃棄に関しては、産業廃棄物として予算の範囲内で適切に処理された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。入江氏や様々な写真家の展示事業を実施されたほか、デジタル事業については入江作品や目録のデジタル化を進めており、色の劣化した写真をデジタルの技術で復元する事業も進められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	写真の鑑賞・撮影技術の習得等を目的とした講座事業を展開し、写真文化の普及に務めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館や教育機関・観光協会等との交流を深められた。また、外国人観光客の増加に伴い、英語版リーフレットを配布し、外国人観光客のニーズに応えるよう努められた。なお、トラブルについては、平素より来館者を第一に迅速・的確且つ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルを未然に防止するよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	学芸員や技術員等の専門性を有する職員を配置することで、展覧会などの企画事業の実施を行うことができている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館施設や入江泰吉旧居を運営するなど、組織としての運営ノウハウや写真家・入江泰吉に関する知識を有している。今後は、専門性向上・担保のための取組みが必要である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	入江泰吉の顕彰及び入江泰吉作品の保存・活用に対する考え方	入江泰吉というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	山口県や滋賀県、新潟県にて入江氏の写真が展示された展覧会が開催されるなど、入江泰吉の顕彰に努めた。また、「写真の町」で知られる北海道東川町との連携事業を開催するなど、他の美術館や、学芸員との連携を活かし写真美術館の発展につなげようとしている。	A
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的な方策を行ったか。	学芸員による奈良教育大学での講演や、奈良市美術館と連携し、博物館実習の受け入れを積極的に行い、さらに自治会とも連携をとるなど、地域との連携をはかった。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケート等により利用者の属性（年齢、性別、居住地域等）やニーズの把握、分析を行い、観覧者数等の向上に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。 ⇒前年から引き続き、入江作品に加え、多様なジャンルの写真家の展覧会や多数の自主事業を実施された。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市音声館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで （1年間）
設置目的	伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、市民の文化の向上に資するため、音声館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート ・貸館の利用者アンケート 他	実地調査 実施日	令和6年4月23日
-----------------	--	----------------	----------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	40,000,000	1,164,150	－	29,097	301	－	（ホール）31.3	100
令和5年度	48,317,023	2,490,060	－	43,470	300	－	（ホール）46.0	100
変動の大きい指標の変動理由	空調改修のために令和6年7月～令和7年3月にかけて貸館使用の制限を行っていたため、使用料金及び稼働率が低下した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市音声館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また専門業者による保守点検（ピアノ）や法令に基づいた点検も漏れなく行われた。さらに施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。職員数が減っている状態でもいかに動けるかについても検討されている。避難所の指定はないが、災害時には市民が来館すると想定し対応を考えられている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	令和6年7月頃に空調機が故障したため、施設利用の多くが制限されたが、その中でも、多世代を対象とした伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図られた。 施設管理事業においては、安心・安全を最優先と考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	限られた予算と人員の中、市民が気軽に足を運べるような企画として、スタインウェイピアノの試演会を開催し、音楽文化に触れる機会を提供した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	7月に空調が故障した際には、施設利用者とのきめ細やかな連絡調整により、トラブルの発生を未然に防ぐことができた。 利用促進という点においては、音声館のホームページにて事業の広報等は行ったが、利用促進・サービス向上に繋がるような積極的な広報を行っていない。	C

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められたものの、当該年度については厳しい収支の結果となった。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	社会的効果・経済的効果を生み出す取組み	文化的効果のみならず、社会的効果・経済的効果が期待できる具体的な計画があるか。	貸館事業を通じ、様々な人々が交流することにより社会的効果が生まれた。	B
	多様な世代や地域を対象とした取組み	市内外を対象に様々な世代の人たちが利用し、幅広い交流へとつながるための具体的な方策があるか。	施設を中心とし、周辺住民から、県外の事業参加者、文化団体等、様々な人々との幅広い交流を図った。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	長年にわたり培ってきた地域及び関係団体との関係をさらに推進され、地域の高齢者の出かける機会を作られたり（文化と福祉の連携）、市民にとって様々な活動の拠点になるように取り組まれた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資するための施設運営を実施してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	多世代を対象とした伝統文化の普及啓発のための事業の実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。 ⇒昨年度は急な空調の故障により、7月～3月にかけて施設利用が制限されたが、その中でも、ピアノ試弾事業や貸館事業により、文化の発展、ならまち地域の発展に資することができた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	名勝大乘院庭園文化館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	株式会社奈良ホテル	（非公募）	指定の期間 令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで （5年間）
設置目的	市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため、名勝大乘院庭園文化館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート ・庭園講座 他	実地調査 実施日	令和6年4月23日
-----------------	--	----------------	---------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	12,360,000	1,155,000	－	31,126	300	－	(展示室)40.3	95
令和5年度	12,360,000	669,300	－	29,443	301	－	(展示室)76.6	90
変動の大きい指 標の変動理由	令和6年度は夜間を通した連続使用が多くあったこともあり、使用料収入が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	利用者からの要望等があるが、条例・規則に基づく使用のルール をスタッフがしっかりと認識しており、一部の市民を優遇すること なく、公平性を担保している。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例に もとづき、指定管理事業等に関係する書類は開示する可能性が あることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	仕様書に基づき、維持管理を行っている。機器類の故障にあたっ ては、速やかに市へ報告しており、利用者の不便とならないよう 柔軟に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	電源設備などについても火災等につながらないよう、一部の使用 を制限するなど、安全管理に努めている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示会など多様な事 業を概ね計画通りに実施された。 施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・ 効果的な維持管理に努められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、庭園講座等、立地や施設の特徴を活かした 事業を開催されたが、指定管理選定時に計画していた事業（会議 室を利用したの懇談会やパーティ等）については一部進められて いない。	C
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	しみんだより、デジタルサイネージの活用、各種情報誌へのPRな ど広報活動を強化し、より多くの市民・観光客の方に来館してい ただけるよう努められた。また、インバウンド需要の高まりに伴 い、外国語での対応を行うなど効果的な方策が行われた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	施設管理を適切に履行する最低限の職員配置とした。窓口業務にあたり親切的対応に努めるため、適宜必要な研修（接客、館内案内、電話受付等）を行なわれた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	旧大乗院敷地内に建つ歴史ある奈良ホテル故に、お客さまに対して大乗院庭園を紹介・説明してきた経験に基づき、来館者に対応している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	独立性を保ちながら、奈良ホテルとしても当施設は相乗効果が得られる対象である。財務状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	名勝大乗院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョン	名勝大乗院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョンがあるか。	ならまちの中心施設の1つとして、他施設と連携し観光ルートのご案内を行ったり、旅行者ノートの設置や、外国語での案内も実施している。	B
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示など、庭園文化の普及やならまちの振興を図った。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	入館者数増加を目指し、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画を実施してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	入館者数増加を目指し、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施してください。 ⇒過去の実績（データ）を元に、予約管理をきめ細やかに行い、貸室利用の予約を効率よく運用し、利用者及び利用率の向上に努めた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで （3年間）
設置目的	奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため、本市に市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート ・夏休みファミリーコンサート with 大阪交響楽団 （7/28実施）他	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-----------------	--	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	378,777,000	54,526,145	－	210,609	305	－	（大ホール）46.8	90
令和5年度	377,279,007	51,222,228	－	225,053	305	－	（大ホール）47.1	84
変動の大きい指 標の変動理由	令和6年度は使用率は前年度と比較し、微減となった。またイベントの内容が学会等が多く、コンサート系が少なかったために利用者数の減少につながったと考えられる。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら100年会館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	能楽普及事業や手塚山小学校へのアウトリーチ事業等を開催し、文化芸術によって人生を豊かにする事業の充実が図られた。また、施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	ポップスコンサート等の鑑賞事業のほか、ピアノ試弾会等の体験事業等、多様な事業を開催し、文化芸術の発展に寄与することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	チケットのインターネット販売、予約管理システムの整備等、利用の促進・サービス向上に関して具体的かつ効果的な方策を講じた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	効率的な事業実施に対する職員の意識を高め、適正な取扱いと経費削減に努められ、高騰する光熱費についても極力節減を行われ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	学校や市民フェスティバル運営委員会、大宮地区自治協議会等と連携した事業を開催し、地域活性化に寄与することができた。	A
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	令和6～8年度にかけて施設利用率を上昇させるという目標については達成できている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、令和2年度に整備した高速ネットワーク環境を利用するなど、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。 ⇒指摘事項を念頭に置き事業の見直しを行い、高速ネットワーク環境を活かした公演や様々なコンサート等の開催等、人生を豊かにする事業、奈良の魅力の発信、また奈良出身アーティストのコンサート等の開催など、幅広い事業を展開された。施設・設備の経年劣化に伴う安全性の確保については、大規模改修の検討も含め、市と密に協力・協議を行った。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館駐車場	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	日本パーキング株式会社	（公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため設置された市民ホール利用者のための駐車場		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-----------------	--	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用車数 （台）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	0	11,607,150	—	20,089	364	—	—	—
令和5年度	3,614,000	12,248,650	—	21,044	364	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由	令和6年度より指定管理者の選定を行った。前回と引き続き日本パーキング株式会社が指定管理者となったが、運営方法の仕様が変更となったため、指定管理料の支出が0円となった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	グループ共通のコンプライアンス憲章を策定し、法令順守に取り組んでいる。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しているほか、防災グッズの完備を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	ブリリアオーナーズクラブへの奈良情報掲出や、奈良の観光ポスターの指定管理者の運営する駐車場への貼り出しといった事業を行い、利用者増に向けた方策を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	近隣店舗やホテル等との連携（割引等）を行うことで利用の促進をはかった。 苦情・トラブルについては現場での迅速な対応を行ったほか、市への報告も欠かさず行っていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	令和6年度より指定管理料が0円となり、全額駐車場の収入にて管理を行う事となった。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	原則職員は常駐しておらず、奈良市営JR奈良駅駐車場の人員での営業フォローを行っており、人権費の削減がはかられている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似駐車場の管理実績を生かし、接遇研修や問題解決力育成研修などを実施し人材育成に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	本社の経営状態は、健全な経営と安定した財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域と連携した魅力ある施設づくり	地域人材の雇用及び地元企業への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取り組み内容となっているか。	常駐のアルバイトは地域の住民を採用しているほか、近隣の店舗やホテルに駐車場の提携サービスを展開している等、地域経済の活性化を考慮している。	B
	中心市街地における交通政策に対する配慮	中心市街地への自動車流入を防止するための具体的かつ効果的な方策を行ったか。	車道に同駐車場への案内看板を見えやすいところに設置する等、中心市街地への自動車流入を防止するための方策を行った。	B
	高齢者・障がい者・子育て世帯などのへの配慮	サポートを要する利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に向けた取り組み内容となっているか。	案内看板の設置、傘やベビーカーの無料貸し出しを行うことで、高齢者・障がい者・子育て世帯などのへの配慮を行っていた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。 ⇒公共駐車場としての安心・安全の提供をめざし、予防安全管理を前提とし、施設管理や危機管理の体制を構築された。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杉岡華邨書道美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和2年4月 1日から 令和7年3月31日まで （5年間）
設置目的	書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、書道美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	来場者アンケート ・根本知の仕事（11/2～12/25）他	実地調査 実施日	令和6年4月23日
-----------------	--	----------------	----------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	38,480,000	1,106,700	－	7,254	282	－	－	93
令和5年度	35,716,000	593,460	－	4,676	284	－	－	97
変動の大きい指 標の変動理由	奈良教育大学との連携事業や、NHK大河ドラマ「光る君へ」の書道指導や監修を務めた根本知氏の作品や活動を紹介した事業が好評を博し、来館者数が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	鑑賞や体験講座において、すべての利用者に分け隔てなくサービスを提供し、安心安全に利用できるよう適切な美術館運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開実施規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備されている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有していること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市へ報告することを認識しており、仕様書に定める水準を満たしている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員の館内巡回による目視確認のほか、警備会社への委託により保安に努めている。また、事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	杉岡作品のみならず、著名な書家の作品展等を開催した。大河ドラマで書道の指導と監修を担当した根本知氏に関する「根本知の仕事」展は好評を博し、昨年度比で来場者数は2500人増加した。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	書道文化講座を開催し書道文化の普及・発展に努めたほか、夏休みクイズや筆書き体験コーナー等では子どもが書に触れる機会を提供した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各事業において、作品解説や書道に関する質疑応答等に対応し、参加者とのコミュニケーションをとることにより、ニーズを聞き、今後の事業に反映できるよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、施設の効用を損なわず運営することができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	専門職である学芸員を配置することで、展覧会などの企画事業を実施することができている。将来的には、専門人材の育成により書道美術の振興につなげることが必要である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	杉岡華邨の顕彰及び杉岡華邨作品の保存・活用に対する考え方	杉岡華邨というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	杉岡華邨の作品展示にとどまらず、現代の書家作品を通じて華邨ブランドや、かな文字作品の今後の展開を示唆する展覧会を開催した。また書道専攻の学生の発想により、書によってその詩歌が詠まれた奈良の名所を疑似体験する展示は新たな書道文化の発展を目指した意義深い取り組みである。	B
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	名勝大乗院庭園文化館や奈良市役所内(R7年2月)などで巡回展示を行い、地域の活性化に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めること。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。 ⇒大河ドラマで書道の指導と監修を担当した根本知氏に関する「根本知の仕事」展を開催するなど、幅広い市民が書道文化に触れる機会を提供した。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館市民ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケートについては、令和7年度事業から実施している。	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	--------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	30,000,000	10,360,775	－	31,604	303	－	（ホール）43.2	－
令和5年度	31,979,000	12,864,135	－	34,116	303	－	（ホール）46.8	－
変動の大きい指標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、ホールの利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則、公益財団法人奈良市生涯学習財団情報公開要綱等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法人が定める定款、規則、規定及びその他のマニュアル等の遵守や、年3回の評議員会を開催され、客観的な視点から経営の監視・監督を行う体制を作られた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施され、さらに定期的（週1回）な備品目録の確認を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防犯・防災に関する計画や対応マニュアルを作成され、職員への周知、情報の共有等を実施された。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償として全国公立文化施設協会保険制度に加入された。さらに、西部会館全体の避難訓練に年2回参加され、非常時に備えられた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業は概ね計画通り実施された。市民の連帯感の育成と文化の向上、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業は実施無し	－
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の目線に立ち、的確な窓口対応をされ、幅広い世代が気持ちよく利用できるようサービスの向上に努められたが、令和6年度は貸館利用についての苦情もあった。	C

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正に職員を配置され、人員については一部職員が不足する期間はあったものの業務に必要な人員は確保できており、適切に運営業務にあたられた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行えている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	公民館運営で培ったノウハウを生かし、一定程度、地域団体との協働事業に取り組まれ、西部地域における地域住民の交流を促進するように努められた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	公民館運営で培ってきたノウハウを生かし、市民の多様化するニーズに対応し、利用しやすい施設運営を行った。	B

5. 総合評価

総合評価	文化施設を運営することに対してのノウハウが不足している中、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケートの実施により市民の属性（年齢、性別、居住地域等）やニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。 ⇒施設の運営管理において、効率的かつ安全安心な施設管理を行った。事業においては、西部公民館等との共催事業を充実化していくなど、市民に親しまれる事業の提供に努めた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで （3年間）
設置目的	市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	来場者アンケート ・「永井秀幸とびでる！ 錯覚3Dアート展」ほか	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-----------------	--	----------------	-------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	36,316,000	3,120,000	－	41,156	303	－	（第1展示室98.7	98
令和5年度	34,247,022	4,810,000	－	56,455	304	－	（第1展示室98.0	98
変動の大きい指 標の変動理由	令和5年度は夏休みの時期に合わせ開催した「絵本作家 岡田よしとか展」が好評を博し、多くの来場者があったが、令和6年度は例年並みの入場者数となった。 （なお、令和4年度は40,309人）							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館業務においては特定の団体・個人を優遇するようなことはな く、厳正な抽選を行うなど、公平性のもとで業務を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例に もとづき、指定管理事業等に関係する書類は開示する可能性が あることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市 へ報告することを認識しており、また小修繕は指定管理者におい て行うことの認識がなされている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	防犯カメラの活用をはじめ施設内の安全管理は適切に行われて いる。また館主催事業においては展示品に対する保険対応など も行われている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	企画展については計画通りに事業を実施することができた。ま た、入場者数も、事業単体では目標を下回るものもあったが、年 間計画においてはほぼ目標数値通りの入場者数であった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、仏教美術講座や市民実技講座等を開催し た。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	公平な抽選により利用者を決定し、適切な対応を行った。抽選に 漏れた利用者に対しても、別の利用機会の案内などを適切に 行っている	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、施設の効用を損なわず運営することができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	利用者等の利便性を損なうことなく、運営を継続していることから、適切な人員配置が行われている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	市内の他の美術館を運営しており、連携等をとることができている。今後は、職員の研修等に積極的に参加してもらいたい。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	企画事業のいくつかにおいては、奈良市と連携して企画を行っており、企画段階から実施後の振り返りまで両者が参加しており、担当者会議等を通じて、課題共有ができています。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市美術家協会などの市内文化芸術団体と連携した事業展開を継続して行うことで、良質な関係を構築することができている。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	近隣の類似施設の改修工事に伴い、施設の稼働率は目標を大きく上回っているが、貸館、主催、共催展示のそれぞれのバランスを取りながら、館の運営を行っている。	A

5. 総合評価

総合評価	令和6年度においては、商業施設内という立地を生かし、子ども向けの事業を開催するなど、効果的な事業運営を見ることができた。今後は、発信力が高い展覧会を企画するなど、県外在住者などにも訴求力が高い事業展開を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	これまでの施設管理運営を継続しながら、より魅力的な企画を実施できるよう継続し、また広報面に力を入れ、さらなる入場者数増を目指していただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度：これまでの施設管理運営を継続しながら、より魅力的な企画を実施できるよう検討いただきたい。 ⇒美術館活性化事業での現代アートの展覧会や、夏休みの子ども、親子向け鑑賞イベント等、芸術文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動の機会を提供するためのアプローチにも工夫がみられた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北部会館市民文化ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、 北部会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	ホール貸館利用者に対するアンケート	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-----------------	--	----------------	-------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	22,096,000	6,667,980	－	48,761	304	－	(ホール)63.7	98
令和5年度	22,704,351	6,054,295	－	46,246	306	－	(ホール)61.7	98
変動の大きい指 標の変動理由	令和5年度は空調設備改修のために2月から3月にかけて一部貸館を制限していたため、使用料収入が減少している。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市北部会館市民文化ホール条例に基づき、市民が公平に利 用できる環境を整えられた。また、貸館利用については、厳正な 抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報につ いては、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば 速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関す る条例、奈良市個人情報保護条例、個人情報の保護に関する規 則及び奈良市社会福祉協議会経理規定等関係法令の規定に基 づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、団体の会計規則に基づ き適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理 業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安 全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	日常点検等を徹底することで安全管理に努められた。また、緊急 時連絡網や消防計画等の作成により緊急時の対策を行ってい た。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	こども文化教室等、企画事業については全て計画通り実施され た。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業として計画されていた31事業についてはほぼ全ての事 業において問題なく実施することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的 ・効果的な方策が行われたか。	しみんだよりやHP、ならし社協だよりの掲載のみならず、令和6年 度より近隣へのポスティングを開始しさらなる広報に努めている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、問題なく施設を管理運営できていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を活用することで、人件費の削減にも努められた。必要に応じて、同館2階の福祉センターとの連携を行った。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	北部相談支援ネットワークと共催し、「防災のお話と避難訓練コンサート」を実施するなど、地域福祉における連携のノウハウを生かし、地区社会福祉協議会、地域の関係機関や各種団体と連携し、各種活動場所の提供や提案を通じて施設の利用促進を図られた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	指定管理2年目においては、地域のニーズに合致した事業を行い、中には応募が殺到する事業もあった。6年度は利用者が固定化されつつあるという問題を解決するため、アンケートを参考に利用者を分析し、次年度以降の事業展開に生かそうと取り組まれている。	A

5. 総合評価

総合評価	文化施設を運営することに対してのノウハウが不足している中、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケート実施の継続によりさらに詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、新たな利用者の創出を目指してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケート実施の継続により詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。 ⇒指定管理2年目であるが特にトラブルなく運営できており、利用者からの苦情もほとんどない状態を継続できている。利用者アンケートにより年代や住まいを分析し、市民のニーズや新たな年代層の取り込みにむけて事業を展開した。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和6年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉旧居	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間 令和 6年4月 1日から 令和11年3月31日まで （5年間）
設置目的	奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケート イベントでのアンケート	実地調査 実施日	令和6年4月17日
-------------	--	------------	-------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和6年度	10,317,000	1,006,000	－	6,876	309	－	－	94
令和5年度	10,682,000	803,600	－	5,744	311	－	－	94
変動の大きい指標の変動理由	海外観光客増加に伴い利用者が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入江泰吉旧居条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、必要な場合は厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。緊急時の即時対応のために市職員と連絡先を共有されている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	旧居を保存し活用することにより入江氏の業績の顕彰を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先と考え、計画どおり施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、入江氏に関する各種講座、散策ツアーなどを実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	HPやSNSを活用した広報を行うことでイベント情報や施設情報を広く発信することで、市民や観光客が利用しやすいよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の文化団体と連携し、企画事業の質の向上に努めた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持っているか。	目標としていた事業数については達成できている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	これまでの実績を分析し、入江泰吉氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。また、アンケート等により、来館者数の属性（性別、年齢、国籍等）を調査し、さらなるニーズの把握に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	これまでの実績を分析し、入江泰吉氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。 ⇒入江泰吉の人となりに触れる各種講座やコーディネーターによる旧居案内など、事業計画に基づき多様な文化事業を実施された。
-------------------	---